

緊急事態宣言下における施設の対応について

8月2日からの緊急事態宣言に基づく対応措置が示されました。

施設の利用は原則 20 時までとなります。(個人利用についても、最大 20 時終了) 日・祝日は通常の 17 時までの利用となります。

緊急事態宣言期間 (令和3年8月2日～8月31日)

①期間内、団体の新規予約は受付を中止します。

すでに夜間時間帯の仮予約済みの団体は 20 時迄の利用の同意をいただき、1 時間分の利用料減免とします。事前納付済みの場合は1時間分の利用料を返還します。事前納付済みのキャンセルは全額返還します。仮予約のキャンセルを希望される場合は利用料を徴収しません。

②期間内の新型コロナウイルス感染症を理由としての取り消し申請はキャンセル料を徴収せず、事前に納付されている場合は利用料等は全額返還します。

③各居室の利用人数は 100%以内としますが、料理室・音楽室の利用は最低 1メートルの間隔をあけ、換気・手洗い・マスクに加えフェイスシールド等の対策を講じてください。各団体、サークル活動記録は1カ月保管してください。

④感染拡大の防止に向け、施設内での飲食、および施設利用前後における会食や対面での飲食は控えていただくようお願いいたします。

状況により変更となる場合もあります。収束に向けて、今後も皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。